

第6期函館市障がい福祉計画

(令和3年度 ～ 令和5年度)

(2021年度)

(2023年度)

函 館 市

SPコードについて

この計画書には、各ページの右下または左下にSPコードを印刷しており、「視覚障害者用活字文書読上げ装置」で読み取ることにより、目の不自由な方が、計画書に記載された文章を音声で聞くことができます。

また、SPコードの横の切り込みは、コードの位置を知らせるものであり、表面と裏面のそれぞれにコードがついているため、切り込みも2つとなっています。

は じ め に

函館市では、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を基本理念に、障がいを理由とする差別がなくなるように、あらゆる社会的障壁を取り除く取組を実施し、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らすことができるまちづくりを進めてきました。

写 真

一方で、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、本市を取り巻く環境は大きく変化し、市民が必要としている施策も一層多様化・複雑化してきています。

このような状況に対応するため、平成28年に障害者基本法に基づく「第2次函館市障がい者基本計画」（10か年計画）を、令和3年には令和7年度までの5年間の推進指針を策定して、各種障がい者施策を推進するとともに、障害者総合支援法に基づく「函館市障がい福祉計画」につきましても、平成18年度の第1期計画から、令和2年度を最終年度とする第5期計画まで3か年ごとに策定し、このたび、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期函館市障がい福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、第5期計画における取組状況と令和元年度に実施した「障がい児・者実態調査」の結果等に基づき、取り組むべき課題を整理するとともに、必要なサービス量の見込みやサービス提供体制の確保方策等について取りまとめたものです。

今後は、この新たな計画のもと、障がい者等の施策のさらなる推進を図ることとしておりますので、市民の皆様ならびに関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、函館市障がい者計画策定推進委員会の委員の皆様をはじめ、実態調査等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様ならびに関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

函館市長 工 藤 壽 樹

目 次

第 1	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	計画の策定体制	1
5	計画推進のための基本的事項	1
	(1) 計画の基本理念	1
	(2) 計画の基本的な方向	2
6	SDGs の考え方	4
	【参考 1】 函館市障がい福祉計画の策定経過	6
	【参考 2】 「函館市障がい者基本計画」と「函館市障がい福祉計画」	7
	【参考 3】 障がい福祉サービス等の体系	8
第 2	障がいのある人およびサービス提供体制の現状	9
1	障がいのある人の現状	9
2	障がい福祉サービス等の事業所整備状況	11
第 3	第 5 期計画における取組状況	13
1	相談支援体制の充実と強化	13
2	障がいのある人の地域生活への移行促進	13
3	地域社会の支え合い	13
4	障がいのある人の就労の促進	13
5	障がいのある子どもに対する支援の強化	14
6	権利擁護の推進	14
第 4	第 6 期計画における重点的な取組	15
1	相談支援体制の充実と強化	15
2	障がいのある人の地域生活への移行の促進	15
3	地域社会の支え合い	16
4	障がいのある人の就労の促進	16
5	障がいのある子どもに対する支援の強化	17
6	権利擁護の推進	17

第5 令和5年度の成果目標と第5期計画の進捗状況	18
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	18
(1) 地域生活移行者数	18
(2) 減少見込入所者数	18
2 一般就労への移行等	19
(1) 一般就労移行者数	19
(2) 就労定着支援事業の利用者の割合	20
(3) 就労定着率が8割以上である就労定着支援事業所の割合	20
3 障がい児支援の提供体制の整備	20
4 相談支援体制の充実・強化	21
5 障がい福祉サービス等の質の向上を図る取組の実施	21
第6 障がい福祉サービス等のサービス量の見込み	22
1 障がい福祉サービス	22
(1) 訪問系サービス	22
(2) 日中活動系サービス	25
(3) 居住系サービス	33
2 相談支援	35
(1) 計画相談支援	35
(2) 地域移行支援	35
(3) 地域定着支援	36
3 障がい児支援	37
(1) 障害児通所支援	37
(2) 障害児相談支援	42
4 地域生活支援事業	43
(1) 必須事業	43
(2) 任意事業	53

第7 計画の推進	58
1 関係機関との連携.....	58
2 国および北海道との連携	58
3 計画の進行管理.....	58

【資料編】

○ 第2次函館市障がい者基本計画（抜粋）	59
○ 第2次函館市障がい者基本計画後期推進指針（抜粋）	62
○ 令和元年度 障がい児・者実態調査の概要	63
○ 計画策定の経過.....	72
○ 函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱	73
○ 函館市障がい者計画策定推進委員会委員名簿	74

「障害者」の「害」の表記について

「害」は悪い意味で使われる文字であり，不快感があるとの意見もあることから，「障害者」に対する差別や偏見をなくする心のバリアフリーを推進し，ノーマライゼーションの理念の普及を図るため，法律や制度に用いられる場合を除いて，「障害」を「障がい」とひらがなで表記しています。

第 1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

本市においては、障害者総合支援法により策定が義務付けられている「障がい福祉計画」について、これまでに第1期から第5期まで（第5期計画は、児童福祉法により策定が義務付けられている「障がい児福祉計画」を包含し、一体として策定しました。）、それぞれ3か年の計画を策定し、サービス提供体制の整備を進めてきました。

令和3年度からの「第6期函館市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条および児童福祉法第33条の20に基づき、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の成果目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業）および障がい児通所支援等（障害児通所支援および障害児相談支援）を提供するための体制を計画的に確保することをめざし、策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画として策定するもので、障害者基本法第11条第3項に基づき策定している「函館市障がい者基本計画」の実施計画として位置付けられるものです。

この計画は、「北海道障がい福祉計画」との整合性を図りながら、社会福祉法に基づく「函館市地域福祉計画」、介護保険法に基づく「函館市介護保険事業計画」、子ども・子育て支援法に基づく「函館市子ども・子育て支援事業計画」および、その他の障がい者の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら策定します。

3 計画の期間

この計画は、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」において、3年を1期とする計画として策定することとされていることから、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画の期間とします。

4 計画の策定体制

この計画は、関係団体等の代表者、関係機関の職員、一般公募の市民等により構成される函館市障がい者計画策定推進委員会において検討するとともに、パブリックコメントの実施により、広く市民の意見を参考にした上で、策定するものです。

5 計画推進のための基本的事項

(1) 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるよう、障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」という理念のもと、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービス等および障害児通所支援等の提供をはじめとするさまざまな支援を行います。

(2) 計画の基本的な方向

この計画の基本理念を踏まえつつ、地域全体で障がいのある人の生活を支えていくため、次の「7つを基本的な方向」と定め、施策の推進を図ります。

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加ひいては包摂的（インクルーシブ）な社会の実現を図っていくことができるよう、障がい福祉サービス等および障害児通所支援等の充実を図ります。

② 障がい種別によらないサービス提供の推進

障がい種別によらない一元的な制度のもとで、市が、障がい福祉サービス等の実施主体として、北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービス等の充実に努めます。

また、障害者総合支援法に基づく給付の対象となる発達障がい者、高次脳機能障がい者および難病患者等については、障がい福祉サービスの活用が促されるように、必要な情報を提供します。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、重度化・高齢化した人や精神病床における長期入院患者等といった地域生活への移行や地域生活の継続等に課題を抱える人であっても、希望する支援を受けられるように、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもおよびその家族に対し、身近な場所で、それぞれのニーズに応じた質の高い専門的な支援を切れ目無く一貫して受けることができるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある子どもが、障がい児支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する障がい児（以下「医療的ケア児」という。）といった専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

⑥ 障がい福祉人材の確保

安定的な障がい福祉サービス等の提供体制およびそれを担う人材を確保するために、専門性を高めるための研修の実施，多職種間の連携の推進，障がい福祉の現場の魅力についての積極的な周知・広報等，関係機関等と協力して取り組みます。

⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにするため多様な意思疎通支援を講じて情報保障の確保を図ります。

特に、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、または、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保するほか、視覚障がい者等が読書を通じて文字・活字文化の恵みを受け取るなど、社会参加の多様なニーズを踏まえた環境の整備を推進します。

6 S D G s の考え方

S D G s は、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、全ての国際連合加盟国が2030年度までに取り組む行動計画として17の分野別の目標と 169項目の具体的な達成基準が掲げられ、我が国においても、2016年に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、国をあげて取組を進めています。

本市では、個別行政分野における各種施策がS D G s の推進につながるものと考えており、本計画においてもS D G s の視点を取り入れ、各施策を推進していきます。



本計画における「7つの基本的な方向」について、SDGsの視点から、特に関連する17の目標を次のように掲げました。

7つの基本的な方向	特に関連する17の目標
① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援	10 人や国の不平等をなくそう
② 障がい種別によらないサービス提供の推進	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう
③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう
④ 地域共生社会の実現に向けた取組	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう
⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう
⑥ 障がい福祉人材の確保	3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう
⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組	10 人や国の不平等をなくそう

【参考 1】 函館市障がい福祉計画の策定経過

第 1 期 函館市障がい福祉計画（平成18～20年度）

基本指針に則して、平成23年度を目標において、地域の実情に応じ、サービスの数値を設定



第 2 期 函館市障がい福祉計画（平成21～23年度）

第 1 期計画の実績を踏まえ、第 2 期計画を策定

- 第 1 期計画の進捗状況の分析・評価 ○第 2 期計画における課題の整理
- 課題を踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取組
- これらを念頭に置きつつ、数値目標およびサービス見込量を適切に設定



第 3 期 函館市障がい福祉計画（平成24～26年度）

第 1 期計画および第 2 期計画の実績を踏まえ、第 3 期計画を策定

- 第 2 期計画の進捗状況の分析・評価 ○第 3 期計画における課題の整理
- 障がい児支援施策の取組 ○課題を踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取組
- これらを念頭に置きつつ、数値目標およびサービス見込量を適切に設定



第 4 期 函館市障がい福祉計画（平成27～29年度）

第 1 期計画から第 3 期計画までの実績を踏まえ、第 4 期計画を策定

- サービス提供体制の現状とニーズ等の把握
- 第 3 期計画における取組の状況
- これらを念頭に置きつつ、成果目標およびサービス見込量を適切に設定



第 5 期 函館市障がい福祉計画（平成30～令和 2 年度）

第 1 期計画から第 4 期計画までの実績を踏まえ、障がい児福祉計画を包含し、一体として第 5 期計画を策定

- サービス提供体制の現状とニーズ等の把握
- 第 4 期計画における取組の状況
- これらを念頭に置きつつ、成果目標およびサービス見込量を適切に設定



第 6 期 函館市障がい福祉計画（令和 3 ～ 5 年度）

第 1 期計画から第 5 期計画までの実績を踏まえ、第 6 期計画を策定

- サービス提供体制の現状とニーズ等の把握
- 第 5 期計画における取組の状況
- これらを念頭に置きつつ、成果目標およびサービス見込量を適切に設定

【参考 2】「函館市障がい者基本計画」と「函館市障がい福祉計画」

区分	函館市障がい者基本計画	函館市障がい福祉計画
根拠規定	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条，児童福祉法第33条の20
性格	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	3年を1期として定める障がい福祉サービス等および障害児通所支援等の確保に関する計画
計画期間	第2次：平成28年度～令和7年度（10か年）	第6期：令和3年度～令和5年度（3か年）
計画の内容	1 生活支援 2 保健・医療 3 教育・育成 4 雇用・就労 5 社会参加 6 権利擁護・理解の促進 7 生活環境 8 情報・コミュニケーション	1 令和5年度末の達成に向けた地域生活移行や就労支援および障がい児支援等に係る成果目標の設定 2 障がい福祉サービス等，障害児通所支援等の令和3年度から令和5年度までの各年度における必要な量の見込み (1) 障がい福祉サービス - ア 訪問系サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 - イ 日中活動系サービス ・生活介護 ・療養介護 ・就労移行支援 ・就労定着支援 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・就労継続支援（A型・B型） ・短期入所 - ウ 居住系サービス ・共同生活援助 ・施設入所支援 ・自立生活援助 (2) 相談支援 - ア 計画相談支援 - イ 地域移行支援 - ウ 地域定着支援 (3) 障がい児支援 - ア 障害児通所支援 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 - イ 障害児相談支援 3 上記2の必要な見込量を確保するための方策 4 市が実施する地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 5 その他障がい福祉サービス等，地域生活支援事業および障害児通所支援等の提供体制の確保に関し必要な事項

【参考3】障がい福祉サービス等の体系

凡例：

訪問系

日中活動系

居住系



第2 障がいのある人およびサービス提供体制の現状

1 障がいのある人等の現状

令和2年4月1日時点の身体障害者手帳，療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付者数ならびに特定医療費（指定難病）受給者証交付者数・特定疾患治療研究事業給付（北海道指定）受給者数は，次のとおりです。

(1) 身体障害者手帳

（単位：人）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構 成 比
視覚障がい	18 歳未満	3	0	0	0	0	0	3	7.2%
	18 歳以上	288	250	63	62	144	81	888	
	計	291	250	63	62	144	81	891	
聴覚・平衡機能障がい	18 歳未満	0	7	8	2	0	3	20	7.6%
	18 歳以上	61	184	126	237	2	311	921	
	計	61	191	134	239	2	314	941	
音声・言語・そしゃく機能障がい	18 歳未満		0	0	0			0	1.0%
	18 歳以上		6	74	42			122	
	計		6	74	42			122	
肢体不自由	18 歳未満	32	10	7	5	4	1	59	52.5%
	18 歳以上	1,071	1,191	1,429	1,976	553	241	6,461	
	計	1,103	1,201	1,436	1,981	557	242	6,520	
内部障がい	18 歳未満	14	0	4	2			20	31.7%
	18 歳以上	2,715	29	465	714			3,923	
	計	2,729	29	469	716			3,943	
合 計	18 歳未満	49	17	19	9	4	4	102	100.0%
	18 歳以上	4,135	1,660	2,157	3,031	699	633	12,315	
	計	4,184	1,677	2,176	3,040	703	637	12,417	
構 成 比		33.7%	13.5%	17.5%	24.5%	5.7%	5.1%	100.0%	

（資料：函館市福祉事務所）

(2) 療育手帳

（単位：人）

区 分	A（重度）	B（中・軽度）	計	構 成 比
18 歳未満	82	955	1,037	34.0%
18 歳以上	461	1,551	2,012	66.0%
計	543	2,506	3,049	100.0%
構 成 比	17.8%	82.2%	100.0%	

（資料：函館市福祉事務所）

(3) 精神障害者保健福祉手帳

(単位：人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計	構 成 比
18 歳未満	0	3	4	7	0.2%
18 歳以上	245	1,898	896	3,039	99.8%
計	245	1,901	900	3,046	100.0%
構 成 比	8.0%	62.4%	29.6%	100.0%	

(資料：函館市福祉事務所)

(4) 難病

(単位：人)

区 分	計	構 成 比
特定医療費（指定難病）受給者証交付者数	2,227	96.9%
特定疾患治療研究事業給付（北海道指定）受給者数	71	3.1%
計	2,298	100.0%

(資料：市立函館保健所)

※ 平成29年（2017年）との比較

(単位：人)

区 分	平成 29 年度 (2017 年度) (A)	令和 2 年度 (2020 年度) (B)	増 減 (B - A)
身体障害者手帳	12,984	12,417	▲567
療育手帳	2,805	3,049	244
精神障害者保健福祉手帳	2,632	3,046	414
難病	2,453	2,298	▲155
計	20,874	20,810	▲64

2 障がい福祉サービス等の事業所整備状況

市内の障がい福祉サービス等の事業所の整備状況は、次のとおりです。

(1) 【訪問系サービス】

(単位：か所)

区 分	事業所数			
	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1
居宅介護	47	43	38	37
重度訪問介護	41	40	35	34
同行援護	18	16	14	13
行動援護	2	1	1	1
重度障害者等包括支援	0	0	0	0

(2) 【日中活動系サービス】

(単位：か所，人)

区 分	H29. 4. 1		H30. 4. 1		H31. 4. 1		R2. 4. 1	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
生活介護	16	610	16	626	16	626	17	662
自立訓練(機能訓練)	1	10	1	10	1	10	1	10
自立訓練(生活訓練)	6	64	6	64	5	58	5	58
就労移行支援※	8	162	7	155	6	149	5	139
就労継続支援(A型)	5	105	5	155	6	165	8	205
就労継続支援(B型)	23	589	26	651	29	689	36	767
就労定着支援	—	—	0	0	1	なし	2	なし
療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所	11	12+空床	10	12+空床	10	12+空床	11	12+空床

※養成施設を含む。

(3) 【居住系サービス】

(単位：か所，人)

区 分	H29. 4. 1		H30. 4. 1		H31. 4. 1		R2. 4. 1	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
共同生活援助	19	194	15	213	15	218	18	253
施設入所支援	6	348	6	348	6	348	6	348
自立生活援助	—	—	0	0	0	0	0	0

(4) 【相談支援】

(単位：か所)

区 分	事業所数			
	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1
計画相談支援	10	10	11	14
地域移行支援	4	4	5	6
地域定着支援	4	4	5	6

(5) 【障がい児支援】

(単位：か所，人)

区 分	H29. 4. 1		H30. 4. 1		H31. 4. 1		R2. 4. 1	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
児童発達支援	11	140	12	150	13	160	15	180
医療型児童発達支援	1	20	1	20	1	20	1	20
放課後等デイサービス	33	330	36	360	38	380	44	450
保育所等訪問支援	2	—	2	—	2	—	2	—
障害児相談支援	9	—	9	—	10	—	13	—

(6) 【地域生活支援事業】

(単位：か所，人)

区 分	事業所数			
	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1
障害者相談支援事業	2	2	2	2
基幹相談支援センター事業	1	1	1	1
移動支援事業	15	14	12	12
地域活動支援センター	6	6	6	6
障害児等療育支援事業	1	1	1	1
福祉ホーム	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	5	4	3	3
日中一時支援事業	26	25	25	25

第3 第5期計画における取組状況

第5期計画において、サービス提供体制の確保のため重点的に取り組むこととした6事項についての取組状況は、次のとおりです。

1 相談支援体制の充実と強化

基幹相談支援センターを中心に、14か所の相談支援事業所において、それぞれに配置された相談支援専門員による、サービス等利用計画等の作成や、障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題に対応しています。

また、基幹相談支援センターでは、社会福祉士等の資格を持つ専門職員を配置し、相談支援事業者を訪問しての指導・助言の実施、研修会の開催など、人材育成等の支援を行っています。

函館地域障害者自立支援協議会においては、地域における課題等を関係機関との連携を図りながら検討し、障がいのある人やその家族に対する支援を行っています。

さらに、障害者相談員など地域において相談支援に携わる人に対しても、研修会や講座の開催などによりスキルアップを図っています。

2 障がいのある人の地域生活への移行促進

基幹相談支援センターを含め、6か所の事業所で地域移行に向けた普及啓発や、地域移行を希望する人に対する新しい生活の準備等の支援、地域生活の継続をめざす「見守り」などの支援を行い、地域移行、地域定着の促進を図っています。

また、地域生活での主な受入先として、共同生活援助（グループホーム）が18か所（定員253人）整備されており、日常生活上必要な支援を行っています。

3 地域社会の支え合い

函館市地域福祉計画に基づき、行政はもとより、市民、ボランティア、関係団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携して、共に支え合う意識の醸成を図るとともに、障がいのある人もない人も共に生活し、活動できる社会をめざし、ノーマライゼーション推進事業などを実施しています。

また、福祉避難所の整備や、避難行動要支援者名簿の作成を行い、災害時に配慮が必要な人に対する対応の強化を図っています。

4 障がいのある人の就労の促進

函館公共職業安定所や道南しょうがい者就業・生活支援センターなどと連携し、事業主への障がい者雇用の啓発や障がい者雇用促進フェアの開催により、一般就労の拡大を図っています。

また、受注機会の拡大のため、ふらっとD a i m o nでの雑貨ショップやカフェの設置、授産生産の展示会でのPR等を行い、工賃向上の促進を図っています。

5 障がいのある子どもに対する支援の強化

障がい児支援サービスは、利用ニーズの増加により、現在、75事業所（定員 650人）で実施しており、第5期計画策定時の54事業所（定員 480人）から着実に増えています。

また、適正なサービスの提供や質の向上を図るため、実地指導を行い、各事業所に対し助言や指導を行っています。

はこだて療育・自立支援センターでは、児童発達支援に加え、児童発達支援センターとしての機能である障害児相談支援および保育所等訪問支援を実施するなど、療育体制の強化を図り、地域の中核的な療育支援の機能を有する施設としての役割を担っています。

6 権利擁護の推進

函館市成年後見センターでは、成年後見制度に関する業務を専門的・一元的に行うとともに、市民後見・法人後見の支援を行っています。

また、障害者差別解消法について、国や道および関係機関・団体等と連携し、研修会や講習会を開催するとともに、市職員に対して同法に基づく対応指針を作成するなどの普及啓発活動を行っています。

さらに、虐待防止対策として、市に設置した障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する通報・届出の受理、相談・助言・指導等や広報・啓発活動を行っているほか、高齢者・障がい者虐待防止講演会を開催し、市内施設職員に向けた障がい者虐待防止の情報提供を行っています。

第4 第6期計画における重点的な取組

第5期計画における取組状況と計画推進のための基本的事項を踏まえ、第6期計画においては、以下の事項について重点的に取り組みます。

1 相談支援体制の充実と強化

障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を送るため、多様化するニーズや課題に対応し、重度化・高齢化した人であっても必要なサービスが利用できるよう、以下の点について取組を進めます。

- ・ 市が任命している身体障害者相談員および知的障害者相談員が市民に身近な存在であることを周知啓発し、相談員の活用を図るとともに障がい者が気軽に相談できる相談体制を強化する。
- ・ 相談支援専門員の配置について、障がい福祉サービス事業者に促すとともに、報酬改定について国に要望していく。
- ・ 基幹相談支援センターを中心とした「函館市障がい児・者あんしんネットワーク」の機能を担う事業所登録数を増やし、「親亡き後」などを見据えた将来の不安解消を含めた相談支援体制の強化を図る。
- ・ 市内10か所の函館市地域包括支援センターを多機能化し、新たな福祉拠点を整備することにより、アウトリーチを含む相談支援体制の充実・強化を図る。
- ・ 函館地域障害者自立支援協議会において、市、相談支援事業者、サービス提供事業者、当事者および家族等が参加し、相談体制の強化について協議を進める。
- ・ 研修会や養成講座等を開催し、相談支援に携わる人材の育成やスキルの向上を図る。
- ・ 障がい福祉に関する事業を担う人材確保のため、高齢福祉関係課とともに、養成講座の開催や研修機会の周知・広報を行う。

2 障がいのある人の地域生活への移行促進

福祉施設に入所している人に加え、特に重度化・高齢化した障がいのある人や長期入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、以下の点について取組を進めます。

- ・ 基幹相談支援センターが中心となり、福祉施設や相談支援事業所等と連携し、障がいのある人が地域で受けられる福祉サービスの周知を図り、地域移行と地域定着を進めていく。
- ・ 共同生活援助（グループホーム）の新規整備や拡大に向けて、事業者に対し各種補助制度の積極的な周知を行い、提供体制を確保する。
- ・ 函館地域障害者自立支援協議会をはじめ、障がい者に関わる機関・団体等が集まる場を活用し、障がいのある人に対する差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みを推進するための検討を行う。
- ・ 函館地域障害者自立支援協議会地域定着部会において、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた関係者間の協議を継続していく。

3 地域社会の支え合い

地域生活に移行した人が、安心して自立した生活を営むことができるよう、以下の点について取組を進めます。

- ・ 障がいに対する理解の普及および啓発のため、小・中学生を対象としたノーマリー教室をはじめとしたノーマライゼーション推進事業を函館市福祉協議会に委託し、実施する。
- ・ 障がいのある人が地域で暮らし続けることができるように、国や道、他市町村との連携のもと各種福祉サービス等を提供するほか、行政だけでは十分に対応できないインフォーマルなサービスを町会や関係団体等が協力し、補完できるような環境づくりを進める。
- ・ 講演会や広報紙、リーフレット、ホームページなどを活用し、市民やボランティア、関係機関・団体などの連携により障がいのある人を地域として支える意識を醸成していく。
- ・ 災害など緊急に避難が必要なときに手助けが必要な人に対し、地域で協力・連携して支援を行うため、避難行動要支援者名簿の定期的な見直しを行うとともに、災害時にも障がいのある人が支援を受けやすくする方策を検討する。
- ・ 近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、障害者支援施設等に対し、平時から災害や感染症等の発生時におけるマニュアル整備を指導するとともに、応援体制の構築を図る。
- ・ 視覚障がいのある人等が身近な地域において情報提供が受けられるよう、地域の公共図書館や視覚障害者図書館等との連携を進め、読書バリアフリーを推進する。

4 障がいのある人の就労の促進

障がいのある人が、その程度にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持って生活できるよう、個々のニーズや特性に配慮しながら、以下の点について取組を進めます。

- ・ 函館公共職業安定所や道南しょうがい者就業・生活支援センター（すてっぷ）などとの連携および函館地域障害者自立支援協議会就労部会などを活用し、障がいのある人の一般就労の拡大に向けた活動を進める。
- ・ 就労移行支援や就労継続支援などの事業所拡大について、事業者に対する情報提供および相談・助言を行う。
- ・ 障がいのある人の働く場の創出と社会参加および生きがいづくりの推進のため、農福連携や水福連携などをはじめ、さまざまな分野の活動について情報収集を進め、連携・協力を図る。
- ・ 授産製品の受注拡大による工賃向上のため、「函館市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等の授産製品や役務に関する調査と庁内部局等とのマッチングを行う。

5 障がいのある子どもに対する支援の強化

障がいのある子どもおよびその保護者を支援するため、以下の点についての取組を進めます。

- ・ 障がいのある子どもを早期に発見し、早期に支援する体制を充実させるとともに、児童通所支援等のサービスの量と質を確保する。
- ・ 保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関が相互に連携し、障がいのある子どものライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供していく。
- ・ 障がいのある子どもやその保護者の希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における受入体制を整備する。
- ・ 障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を推進するため、通常の学級や特別支援学級、通級指導教室において適切な指導・支援を行う特別支援教育と関連機関との連携を進める。
- ・ 人工呼吸器や経管栄養など、生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要な医療的ケア児の育ちを保障するため、医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届けるコーディネーターを配置する。

6 権利擁護の推進

障がいのある人の権利と利益を擁護するため、以下の点について取組を進めます。

- ・ 障がいを理由とする差別の解消や障がいの特性に応じた必要な配慮の提供などについて、市民や事業者に対し、リーフレットの配布や出前講座、ホームページなどを活用し、普及啓発を図る。
- ・ 函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会をはじめ、障がいのある人に関わる様々な関係機関が集まる機会を利用し、虐待の未然防止や早期発見、適切な支援につなげるための協議を行い、協力体制や支援体制の強化を図る。
- ・ 函館市成年後見センターによる成年後見制度の市民への周知と利用促進を図り、市民後見、法人後見に関する支援を進める。
- ・ 障がい福祉サービス等の事業所の職員に対し、権利擁護の視点も含めた研修を開催するとともに、職員がいきいきと支援に従事できるようにするための職員の処遇改善等による職場環境の改善に向けた指導を実施する。

第5 令和5年度の成果目標と第5期計画の進捗状況

計画の策定にあたり、国から示された指針に基づくとともに、第5期計画までの進捗状況や障がい福祉サービス等の利用状況と利用意向調査の結果等から本市の実情を踏まえ、令和5年度の成果目標を設定しました。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活移行者数

令和元年度末時点における福祉施設の入所者数は、536人です。

本市では、国が示した値（地域生活移行者6%以上）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、施設入所者の3.6%、19人が地域生活へ移行することを目指します。

項 目	数 値	備 考
基準日の全入所者数 A	536人	令和元年度末の施設入所者数
【令和5年度末目標値】 地域生活移行者数 B	19人 3.6%	上記のうち、地域のグループホームや自宅等への移行者数 (割合は、 $B \div A$)

・ 第5期計画における進捗状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み(※1)	累計 (4年間)	目標値
移行者数	2人	2人	1人	2人	7人	32人
基準日(平成28年度末) 入所者数561人との比率	0.36%	0.36%	0.18%	0.36%	1.25%	5.7%
全国比率(※2)	1.23%	1.19%	1.29%	1.35%	5.06%	9.0%

※1 令和2年度の見込み数：平成29年度から令和元年度までの移行者数の平均値

※2 全国比率は「成果目標に関する参考資料」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成）から抜粋（令和元年以降は推計値）

(2) 施設入所者減少数

本市では、国が示した値（入所者数の1.6%以上を削減）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、施設入所者の約1.6%、9人の入所者数を減少させることを目標とします。

項 目	数 値	備 考
基準日の全入所者数 A	536人	令和元年度末の施設入所者数
【令和5年度末目標値】 施設入所者減少数 B	9人 1.6%	令和5年度末時点施設入所者減少数 (割合は、 $B \div A$)

・第5期計画における進捗状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
				見込み(※)	目標値
年度末現在の 全入所者数	548人	543人	536人	530人	550人
基準日（平成28年度末） 入所者数 561人からの 減少数	13人	18人	25人	31人	11人
基準日全入所者数 との比率	2.3%	3.2%	4.5%	5.5%	2.0%
全国比率	0.4%	0.8%	1.2%	1.6%	2.0%

※ 令和2年度の見込数：直近2年の減少数の平均値

2 一般就労への移行等

(1) 一般就労移行者数

本市では、国が示した値を勘案し、令和5年度中に令和元年度年間一般就労移行者実績の1.27倍の72人が、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行することを目標とします。

項 目	数 値	備 考
令和元年度の 年間一般就労移行者数 A	57人	
【令和5年度末目標値】 目標年度の年間一般就労 移行者数 B	72人 1.27倍	倍率は、 $B \div A$
Bのうち就労移行支援事業 を通じて移行した者の数	36人	令和元年度の実績（28人）に国の示した倍率（1.30倍）を乗じて得た数
Bのうち就労継続支援A型事業 を通じて移行した者の数	18人	令和元年度の実績（14人）に国の示した倍率（1.26倍）を乗じて得た数
Bのうち就労継続支援B型事業 を通じて移行した者の数	18人	令和元年度の実績（15人）に国の示した倍率（1.23倍）を乗じて得た数

・第5期計画における進捗状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値
				見込み(※1)	
年間一般就労 移行者数	43人	50人	57人	64人	65人
基準年度(平成28年度) 実績43人との倍率	1.0倍	1.2倍	1.3倍	1.5倍	1.5倍
全国の倍率(※2)	1.1倍	1.2倍	1.2倍	1.3倍	1.5倍

※1 令和2年度の見込み数：（令和元年度移行者数57人）×平均増加率（1.12）≒64人

※2 全国の倍率は「成果目標に関する参考資料」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成）から抜粋（令和元年以降は推計値）

(2) 就労定着支援事業の利用者の割合

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数に係る目標として、就労定着支援事業の利用者の割合に係る数値目標を新たに設定することとします。

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用するものの割合については、国の基本指針に基づき7割を目標とします。

項 目	数 値	備 考
令和5年度の 年間一般就労移行者数(推計)A	72人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数
【令和5年度末目標値】 就労定着支援事業の利用者数 B	50人 7 割	割合は、 $B \div A$

(3) 就労定着率が8割以上である就労定着支援事業所の割合

就労定着支援事業の就労定着率※ については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上である事業所の割合に係る目標値を新たに設定することとします。

目標値については、国の基本指針に基づき、就労定着支援事業所全体の7割を目標とします。

項 目	数 値	備 考
令和5年度の 就労定着支援事業所数(推計)A	3 か所	障がい福祉サービス事業者に関する調査結果から推計
【令和5年度末目標値】 就業定着率が8割以上の 就労定着支援事業所の数 B	2 か所 7 割	割合は、 $B \div A$

※就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

3 障がい児支援の提供体制の整備

医療的ケア児や重度心身障がい児等が適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、本市、北斗市、七飯町の2市1町で共同設置している函館地域障害者自立支援協議会において協議を行うとともに、北海道が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について、関係者に周知し、受講を促すことで、修了者の増員を図ります。

4 相談支援体制の充実・強化

令和2年度に整備した「函館市障がい児・者あんしんネットワーク」の機能を充実させるとともに、評価基準を作成し、函館地域障害者自立支援協議会において、運用状況の検証および検討を行います。

また、令和4年度から、市内10か所の函館市地域包括支援センターを多機能化し、新たな福祉拠点（多機能型地域包括支援センター）を整備することにより、アウトリーチを含む相談支援体制の充実・強化につなげる事業を行います。

5 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の実施

障がい福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を継続して実施していきます。

そのためには、障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用し、事業所職員等の技術力の向上を図るほか、指定障がい福祉サービス事業者および指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施およびその成果を関係者間で共有します。

第6 障がい福祉サービス等のサービス量の見込み

第5期計画におけるサービス量の実績および第6期計画における見込みは、以下のとおりです。

※ 「月あたり」の実績および見込みは、各年度末(3月)の実績および見込みを記載しています。

令和2年度の実績につきましては、令和2年7月の実績を記載しています。

※ 「年あたり」の実績は、各年度における1年間の実績および見込みを記載しています。

令和2年度につきましては、令和2年度当初の見込みの数値を記載しております。

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

障がいのある人の居宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者などで、常に介護を必要とする人に、居宅における入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的にを行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な視覚的情報を提供するとともに、移動の援護や排せつ、食事等の介護などを行います。

④ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難を有する人に、行動の際の危険を回避するための必要な支援および外出時の支援などを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援事業

意思の疎通を図ることが困難で、常に介護を要し、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護や通所などの複数のサービスを包括的に提供します。

【実績（月あたり）】

区 分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A		時間		6,644	6,918	7,483
実 績 B		時間	5,499	5,859	5,012	5,358
居宅介護	見込	時間		4,438	4,613	4,800
	実績	時間	3,525	3,821	3,880	3,934
重度訪問介護	見込	時間		1,304	1,352	1,676
	実績	時間	1,208	1,213	691	726
同行援護	見込	時間		852	895	940
	実績	時間	717	768	647 [※]	663
行動援護	見込	時間		50	58	67
	実績	時間	49	57	27	35
重度障害者等包括支援	見込	時間		0	0	0
	実績	時間	0	0	0	0
差 引 き (B－A)		時間		-785	-1,906	-2,125

区 分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A		人		446	466	487
実 績 B		人	364	435	416	421
居宅介護	見込	人		355	369	384
	実績	人	276	335	346	340
重度訪問介護	見込	人		7	8	9
	実績	人	13	13	7	8
同行援護	見込	人		78	82	86
	実績	人	67	77	69 [※]	68
行動援護	見込	人		6	7	8
	実績	人	8	10	5	5
重度障害者等包括支援	見込	人		0	0	0
	実績	人	0	0	0	0
差 引 き (B－A)		人		-11	-50	-66

※ 令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に利用人数が減少したため、利用人数が落ち込む前の令和2年2月の実績を令和元年度の実績としています。

訪問系サービスについては、ほぼ横ばいの状況が続いています。
 重度訪問介護は、令和元年度から利用者数・利用時間が減少しています。
 行動援護は、利用人数の増減を繰り返しながら推移しています。
 重度障害者等包括支援の利用は、ありません。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	時間	5,405	5,405	5,405
居宅介護	時間	3,839	3,839	3,839
重度訪問介護	時間	751	751	751
同行援護	時間	657	657	657
行動援護	時間	48	48	48
重度障害者等包括支援	時間	110	110	110

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	428	428	428
居宅介護	人	340	340	340
重度訪問介護	人	8	8	8
同行援護	人	70	70	70
行動援護	人	9	9	9
重度障害者等包括支援	人	1	1	1

・利用人数について

特に記載のない限り、過去の伸び率等を勘案して見込むことを基本とします。

行動援護は、利用人数の増減を繰り返しながら推移しているので、平成29年度からの平均値を算出し、見込みました。

重度障害者等包括支援については、過去の利用実績はありませんが、施設入所者の地域移行に連動して、今後利用があるものとして見込みました。

・利用時間について

平成29年度からの一人当たりの平均利用時間に利用人数を乗じて見込みました。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、主として昼間において、障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		1,038	1,048	1,059
	日		21,795	22,013	22,233
実 績 B	人	996	974	996	1,012
	日	19,133	18,609	19,024	20,133
差 引 き (B－A)	人		-64	-52	-47
	日		-3,186	-2,989	-2,100

生活介護の利用は、増加傾向で推移しています。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	1,022	1,032	1,042
	日	19,755	19,949	20,142

・ 利用人数について

過去の伸び率等を勘案して見込みました。

・ 利用日数について

平成29年度からの一人当たりの平均利用日数に利用人数を乗じて見込みました。

② 自立訓練（機能訓練）

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		4	4	4
	日		17	17	17
実 績 B	人	0	6	12	8
	日	0	46	62	53
差 引 き (B－A)	人		2	8	4
	日		29	45	36

自立訓練（機能訓練）の利用者は、増加傾向で推移しながらも、増加率は緩やかになっています。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	10	10	10
	日	66	66	66

・利用人数について

自立訓練（機能訓練）の利用者は、増加傾向で推移しながらも、増加率は緩やかになっていることから、平成30年度からの利用人数の平均値を見込みました。

・利用日数について

平成30年度からの一人当たりの平均利用日数に利用人数を乗じて見込みました。

③ 自立訓練（生活訓練）

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 ※
第5期見込量 A	人		49	49	49
	日		1,025	1,025	1,025
実 績 B	人	43	45	37	43
	日	932	1,014	802	953
差 引 き (B－A)	人		-4	-12	-6
	日		-11	-223	-72

※ 7月の実績が取れなかったため、6月の実績を記載しています。

自立訓練（生活訓練）の利用者は、増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移しています。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	43	43	43
	日	946	946	946

・ 利用人数について

過去の伸び率等を勘案して見込みました。

・ 利用日数について

平成29年度からの一人当たりの平均利用日数に利用人数を乗じて見込みました。

④ 就労移行支援

企業への就労を希望する人に、一定期間、生産活動などの機会を提供し、就労に要する知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		85	94	103
	日		1,419	1,560	1,717
実 績 B	人	73	56	49	61
	日	1,151	866	794	777
差 引 き (B－A)	人		-29	-45	-42
	日		-553	-766	-940

就労移行支援の利用状況については、事業所が年々減少していることから、減少傾向にあります。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	61	61	61
	日	917	917	917

・ 利用人数について

減少傾向にあるものの、障がい福祉サービス事業者に関する調査結果においては順調に推移しているため、減少率は考慮せず、令和2年7月の実績が維持されるものとして見込みました。

・ 利用日数について

平成29年度からの一人当たりの平均利用日数に利用人数を乗じて見込みました。

⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んで働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		193	226	263
	日		3,773	4,420	5,151
実 績 B	人	116	138	158	155
	日	2,311	2,631	3,056	3,153
差 引 き (B－A)	人		-55	-68	-108
	日		-1,142	-1,364	-1,998

就労継続支援（A型）の利用状況については、緩やかな増加傾向にあります。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	164	174	184
	日	3,226	3,423	3,619

・ 利用人数について

過去の伸び率等を勘案して見込みました。

・ 利用日数について

平成29年度からの一人当たりの平均利用日数に利用人数を乗じて見込みました。

⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では、雇用契約は結びません。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		784	875	973
	日		13,955	15,567	17,324
実 績 B	人	688	775	795	826
	日	11,578	12,610	12,913	14,284
差 引 き（B－A）	人		-9	-80	-147
	日		-1,345	-2,654	-3,040

就労継続支援（B型）の利用状況については、緩やかな増加傾向にあります。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	867	910	956
	日	14,444	15,161	15,927

・ 利用人数について

過去の伸び率等を勘案して見込みました。

・ 利用日数について

平成29年度からの一人当たりの平均利用日数に利用人数を乗じて見込みました。

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般就労へ移行した人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		5	6	7
実 績 B	人		2	3	3
差 引 き (B－A)	人		-3	-3	-4

就労定着支援の利用状況については、ほぼ横ばいで推移しています。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	12	14	16

障がい福祉サービス事業者に関する調査結果において、令和3年度に就労定着支援事業の実施を希望する事業所があることを勘案して見込みました。

⑧ 療養介護

医療と常時介護が必要な人に、昼間、医療機関などで機能訓練や療養上の管理、医学的管理下での介護および日常生活の世話をを行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		55	55	55
実 績 B	人	49	48	45	45
差 引 き (B－A)	人		-7	-10	-10

市内の利用者は固定化しています。令和2年9月には、八雲病院の重症心身障がい60床が国立函館病院に移転しました。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	45	45	45

令和2年7月の実績が維持されるものとして見込みました。

⑨ 短期入所（福祉型，医療型）

居宅で障がいのある人を介護する人が病気の場合などに，障がいのある人を障害者支援施設などに短期入所させ，入浴，排せつ，食事の介護などを行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		45	46	47
	日		362	370	377
実 績 B	人	29	37	27	23
	日	260	325	240	184
差 引 き (B－A)	人		-8	-19	-24
	日		-37	-130	-193

短期入所については，介助者の体調不良等の理由により利用されるサービスであり，利用状況は一定の傾向を示していません。また，令和2年からは，利用者が減少していますが，新型コロナウイルス感染症の影響のためと考えられます。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	27	31	36
	日	226	260	302

・ 利用人数について

新型コロナウイルス感染症の影響により利用が落ち込んでいますが，利用人数が上向いてきているので，利用の落ち込みがあった時期をデータから除外して，利用人数を見込みました。

・ 利用日数について

平成29年度からの一人当たりの平均利用日数に利用人数を乗じて見込みました。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、主に夜間、相談や入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		385	411	436
実 績 B	人	329	347	387	396
差 引 き (B－A)	人		-38	-24	-40

施設退所者や病院を退院した方の生活の場として、利用実績が毎年増加傾向で推移しています。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	416	437	459

過去の伸び率等を勘案して見込みました。

② 施設入所支援

施設に入所している人に、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		555	552	550
実 績 B	人	548	524	536	539
差 引 き (B－A)	人		-31	-16	-11

施設入所者の地域移行を進めるための施策を実施していますが、新規入所者も多くいるため、利用者数は横ばいで推移しています。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	535	531	527

令和5年度の成果目標に合わせて見込みました。

③ 自立生活援助

平成30年度から開始されたサービスで、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		4	5	6
実 績 B	人		0	0	0
差 引 き (B－A)	人		-4	-5	-6

自立生活援助の利用は、ありません。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	4	5	6

過去の利用実績はありませんが、地域生活への移行を積極的に進めるため、今後利用があるものとして見込みました。

2 相談支援

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等の利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		415	432	449
実 績 B	人	245	255	385	364
差 引 き (B－A)	人		-160	-47	-85

事業所数が増加したことにより、増加傾向で推移しています。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	386	409	434

過去の伸び率等を勘案して見込みました。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設または精神科病院を退所・退院する予定がある人に対し、住居の確保、地域生活の準備等の入居支援や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		8	9	10
実 績 B	人	2	1	1	1
差 引 き (B－A)	人		-7	-8	-9

利用者数は少ないですが、数名の利用がありました。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	8	9	10

低調で推移していますが、地域生活支援拠点等が有する機能の充実により、今後利用が増加するものと見込まれるので、前計画と同数で見込みました。

(3) 地域定着支援

地域移行後に独居など地域生活が不安定な人に対し、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		4	5	6
実 績 B	人	0	0	0	0
差 引 き (B－A)	人		-4	-5	-6

利用実績は、ありませんでした。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	4	5	6

利用実績はありませんが、地域生活支援拠点等が有する機能の充実により、今後利用が増加するものと見込まれるので、前計画と同数で見込みました。

3 障がい児支援

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

成長や発達に不安や遅れのある就学前の子どもを対象に，日常生活における基本的な動作や，知識技術の習得，集団生活への適応を目的とした訓練等を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		192	207	224
	日		2,243	2,423	2,617
実 績 B	人	202	224	234	212
	日	1,995	2,212	2,155	2,412
差 引 き (B－A)	人		32	27	-12
	日		-31	-268	-205

児童発達支援については，3月に比べて6・7月頃の利用人数が落ち込むため，令和2年度の実績について除外した上で，平成29年度から令和元年までの利用状況について見ると，利用者数が増加傾向にあることが分かります。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	250	268	287
	日	2,415	2,589	2,772

・利用人数について

3月に比べて利用人数が落ち込む6・7月の実績である令和2年度のデータを除外して，過去の伸び率等を勘案して見込みました。

・利用日数について

平成29年度からの一人当たりの平均利用日数に利用人数を乗じて見込みました。

② 医療型児童発達支援

運動発達の遅れや肢体に障がいがある就学前の子どもを対象に，日常生活における基本的な動作や，知識技能の習得，集団生活への適応を目的とした訓練や治療等を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		20	20	20
	日		148	148	148
実 績 B	人	27	24	22	28
	日	223	211	109	255
差 引 き (B－A)	人		4	2	8
	日		63	-39	107

新型コロナウイルス感染症の影響により，令和元年度（令和2年3月）の利用日数が大きく減少していますが，令和2年度には利用状況が戻っています。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	25	25	25
	日	195	195	195

・利用人数について

増減を繰り返しながら推移しているため，平成29年度からの利用人数の平均を見込みました。

・利用日数について

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に利用実績が落ち込んだ令和元年度のデータを除いた平成29年度からの一人当たりの平均利用日数を求め，利用人数を乗じて見込みました。

③ 放課後等デイサービス

学校に就学している障がいのある子どもを対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、日常生活に必要な訓練や指導などの療育を行うことにより、障がい児等の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		438	498	548
	日		5,554	6,315	6,949
実 績 B	人	470	534	614 [※]	682
	日	4,960	6,044	6,259 [※]	8,215
差 引 き (B－A)	人		96	116	134
	日		490	-56	1,266

※ 令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に利用人数が減少したため、利用人数が落ち込む前の令和2年2月の実績を令和元年度の実績としています。

ニーズが高く、利用は増加しています。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	757	833	900
	日	8,501	9,355	10,107

・ 利用人数について

過去の伸び率を勘案して見込みました。

・ 利用日数について

平成29年度からの一人当たりの平均利用日数に利用人数を乗じて見込みました。

④ 保育所等訪問支援

障がいや発達に遅れのある子どもが通う保育園等を障がい児施設で指導経験のある保育士等が訪問し、集団生活へ適応するための支援や、訪問先施設のスタッフに対する支援方法の助言等を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		13	16	20
	日		15	20	25
実 績 B	人	11	21	16	14
	日	11	21	17	14
差 引 き (B－A)	人		8	0	-6
	日		6	-3	-11

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度実績、令和2年7月の実績ともに落ち込んでいますが、それ以前は増加傾向で推移していました。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	16	19	22
	日	16	19	22

・利用人数について

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年の利用状況は、4月から減少傾向にありますが、5月の緊急事態宣言解除後から徐々に復調してきていることを勘案して見込みました。

・利用時間について

平成29年度からの一人当たりの平均利用時間に利用人数を乗じて見込みました。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

平成30年度から実施されたサービスで、重度の障がい等のため、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		2	3	4
	日		8	12	16
実 績 B	人		0	0	0
	日		0	0	0
差 引 き (B－A)	人		-2	-3	-4
	日		-8	-12	-16

居宅訪問型児童発達支援の利用実績は、ありません。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	2	3	4
	日	8	12	16

過去の利用実績はありませんが、サービスの周知を図り利用が増えるものとして、前計画と同数で見込みました。

(2) 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するにあたって必要となる障害児支援利用計画を作成するとともに、定期的に障害児通所支援等の利用状況を検証します。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		72	78	84
実 績 B	人	122	126	148	102
差 引 き (B－A)	人		54	70	18

障害児相談支援については、6・7月頃の利用が落ち込むため、令和2年度の実績については除外し、平成29年度から令和元年までの利用状況について見ると、利用者数が増加傾向にあることが分かります。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	115	130	147

利用が落ち込む6・7月の実績である令和2年度のデータを除外して、過去の伸び率等を勘案して見込みました。

4 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活をする上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等や障がい特性等に関する理解を深めることを目的とし、研修・啓発を通じて、市民への働きかけを行います。

【実績】

現在、本市では、「ノーマライゼーション推進事業」として、学校や企業、地域などを対象にしたノーマリー教室、市民が障がい福祉サービス事業所等を訪問し、直接職員や利用者等と交流する事業所等訪問、障がい者週間記念行事を実施し、その活動状況を市民へ周知する情報誌を発行しています。

また、手話の普及、啓発、理解促進を図る「手話の出前講座」や内部障がい等によって援助や配慮等を必要としていることが外見からはわからない方が周囲からの配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークを配布する「ヘルプマーク配布事業」等を行っています。

【見込み】

「ノーマライゼーション推進事業」を継続して実施し、住民の障がいに対する理解を深める働きかけを行い、共生社会の実現を図ります。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、市民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

【実績】

現在、本市では、「ボランティア活動支援事業」として、精神障がい者の自助グループであるボランティア活動団体に対する支援を行っています。

【見込み】

今後も、障がいのある人等が、仲間と話し合い、自立のために社会に働きかける活動（ボランティア等）への支援や、障がいのある人等の社会復帰活動への支援等を行います。

③ 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、障がい福祉サービス等の利用援助や各種専門機関の紹介など必要な情報の提供や助言等を行うとともに、虐待の防止・早期発見のための援助を行います。

【実績】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	か所		2	2	2
実 績 B	か所	2	2	2	2
差 引 き (B－A)	か所		0	0	0

現在、2か所の事業所で必要な支援を行っており、内1か所は、基幹相談支援センターとして運営しています。

【見込み】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	か所	2	2	2

今後も、2か所の内、1か所は基幹相談支援センターとして、現在の事業所で継続して事業を運営していきます。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者等に対する指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

【実績】

社会福祉士等の資格を持つ専門職員の配置、相談支援事業者を訪問しての指導・助言の実施および研修会を実施し、人材育成の支援等を行いました。

【見込み】

今後も、相談支援機能の強化を図ります。

ウ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がい者に対し、必要な調整や家主への相談・助言等を通じて、地域生活の支援を行います。

【実績】

相談支援事業として、住宅入居に関する相談にも対応しています。

【見込み】

今後も、対象者からの相談に対応し、生活の支援を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

障がいがあることにより、判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が必要な人に対し、一定の要件を満たす場合に、申立費用の助成や後見人等の報酬の助成を行います。

【実績（年あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		8	10	12
実 績 B	人	10	16	18	28
市 長 申 立	人	2	3	1	2
申立費用助成	人	2	0	1	3
報 酬 助 成	人	6	13	16	23
差 引 き (B－A)	人		8	8	16

函館市成年後見センター等の関係機関と連携し、利用実績は増加しています。

【見込み（年あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	35	45	59

成年後見制度の理解が徐々に進み、利用人数の増加につながってきていることから、過去の伸び率等を勘案して見込みました。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。

【実績】

函館市成年後見センターにおいて、福祉事業者向け法人後見実施のための研修会を開催しました。

【見込み】

今後も、函館市成年後見センターにおいて、研修会を開催するなど、法人後見の活動を支援します。

⑥ 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能または音声機能の障がいのため、意思疎通に支障のある人に対し、その円滑化を図るため、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。

【実績（年あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	件		1,568	1,568	1,568
実 績 B	件	1,673	1,416	1,343	1,331
手話通訳者	件	1,500	1,225	1,182	1,150
要約筆記者（手書き）	件	91	127	101	110
要約筆記者（P C）	件	82	64	60	71
差 引 き（B－A）	件		-152	-225	-237

主に、通院時や講演会、会議等での利用がありますが、利用状況は減少傾向にあります。

【見込み（年あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	件	1,331	1,331	1,331

減少傾向にはありますが、一定のニーズはあるため、令和2年度の見込みの人数と同数を見込みました。

イ 手話通訳者設置事業

聴覚、言語機能または音声機能の障がいのため、意思疎通に支障のある人に対し、その円滑化を図るため、専任の手話通訳者を配置します。

【実績】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		2	2	2
実 績 B	人	2	2	2	2
差 引 き（B－A）	人		0	0	0

現在、障がい保健福祉課および亀田福祉課の2か所に専任の手話通訳者各1人を配置しており、手話を必要とする聴覚障がい者からの相談時等の通訳を行っています。

【見込み】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	2	2	2

今後も、現在の2か所への配置を継続します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

在宅の障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付または貸与を行います。

【実績（年あたり）】

区 分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A		件		8,341	8,644	8,958
実 績 B		件	7,420	7,652	8,054	8,317
介護・訓練支援用具	見込	件		2	2	2
	実績	件	16	24	13	13
自立生活支援用具	見込	件		57	57	57
	実績	件	36	44	40	45
在宅療養等支援用具	見込	件		35	35	35
	実績	件	34	32	57	44
情報・意思疎通支援用具	見込	件		265	265	265
	実績	件	180	259	173	215
排泄管理支援用具	見込	件		7,973	8,276	8,590
	実績	件	7,151	7,289	7,765	7,996
居宅生活動作補助用具	見込	件		9	9	9
	実績	件	3	4	6	4
差 引 き (B - A)		件		-689	-590	-641

排泄管理支援用具については、毎年増加していますが、それ以外の品目では増減を繰り返し推移しています。

【見込み（年あたり）】

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量		件	8,735	9,072	9,422
介護・訓練支援用具		件	17	17	17
自立生活支援用具		件	41	41	41
在宅療養等支援用具		件	42	42	42
情報・意思疎通支援用具		件	207	207	207
排泄管理支援用具		件	8,424	8,761	9,111
居宅生活動作補助用具		件	4	4	4

今後も、これまでの実績を基に、排泄管理用具については給付の件数が伸びるものと見込み、その他の用具については過去の実績から見込みました。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活または社会生活を支援するため、手話に関する必要な技術等を習得した手話奉仕員を養成します。

【実績（年あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		130	130	130
実 績 B	人	42	62	52	130
差 引 き (B-A)	人		-68	-78	0

講習の受講者は、定員の半分に達していません。

【見込み（年あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	130	130	130

派遣事業のニーズに対応するため、事業を継続し、受講者の確保を図ります。人数は、各講習の定員の合計で見込みました。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		45	45	45
	時間		441	441	441
実 績 B	人	39	31	29	35
	時間	372	266	222	271
差 引 き (B-A)	人		-14	-16	-10
	時間		-175	-219	-140

主に、サークル活動への参加での利用となっていますが、利用は、年々減少しています。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	40	40	40
	時間	335	335	335

過去の実績および余暇活動における利用の増加を考慮して見込みました。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人の地域生活を支援するため、通所により、創作的活動または生産活動の機会および社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターにおいて、日中活動の場を提供します。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	か所		5	5	5
	人		269	269	269
実 績 B	か所	6	6	6	6
	人	262	261	289	269
差 引 き (B-A)	か所		1	1	1
	人		-8	20	0

利用者は、ほぼ横ばいで推移しています。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	か所	6	6	6
	人	269	269	269

今後も事業所数利用者数ともに現状と変わらないものと見込みました。

⑪ 障害児等療育支援事業

障がいのある児童等の地域生活を支えるため、療育に関する相談・支援および地域の施設等に対する専門的な相談・支援を行います。

【実績】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	か所		1	1	1
実 績 B	か所	1	1	1	1
差 引 き (B-A)	か所		0	0	0

事業を実施している1か所は、北海道からの委託も受けています。

【見込み】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	か所	1	1	1

現在、事業を実施している事業所に、継続して委託することとします。

⑫ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

ア 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障がい者福祉の概要や手話通訳または要約筆記の役割・責務等について理解し、必要な技術等を習得した手話通訳者および要約筆記者の養成を行います。

【実績】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		3	3	3
実 績 B	人	0	11	2	3
差 引 き (B-A)	人		8	-1	0

年度によって、利用実績に増減があります。

【見込み】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	3	3	3

過去の実績から、令和2年度の見込みと同数で見込みました。

イ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成を行います。

【実績】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		2	2	2
実 績 B	人	0	0	0	2
差 引 き (B-A)	人		-2	-2	0

平成29年度からの利用実績は、ありませんでした。

【見込み】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	2	2	2

令和2年度の見込みと同数で見込みました。

ウ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者とのコミュニケーション手法等の指導を行い、意思疎通支援者を養成する事業です。

【実績】

実施に向けて検討を進めています。

【見込み】

既に本事業を実施している北海道および札幌市の状況ならびに本市における失語症者向け意思疎通支援者のニーズ等を把握し、当面は、実施に向けた体制の整備を進めます。

⑬ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚に障がいのある人の自立と社会参加を図るため、市区町村を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演または講義等における派遣を可能とするため、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

【実績】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人				
実 績 B	人	2	1	2	4
差 引 き (B-A)	人				

市域を越える広域的な派遣について、年に数件の利用があります。

【見込み】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	4	4	4

令和2年度の見込みと同数で見込みました。

イ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションおよび移動等の支援を行う盲ろう者向けの通訳・介助員を派遣します。

【実績】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		24	24	24
実 績 B	人	0	0	0	24
差 引 き (B－A)	人		-24	-24	0

平成29年度からの利用実績は、ありませんでした。

【見込み】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	24	24	24

対象者が限定されるため、令和2年度の見込みと同数で見込みました。

(2) 任意事業

① 福祉ホーム

地域生活を支援するため、住居を必要とする人に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	か所		1	1	1
	人		15	15	15
実 績 B	か所	1	1	1	1
	人	14	14	15	15
差 引 き (B－A)	か所		0	0	0
	人		-1	0	0

現在、市内には1施設がありますが、定員である15人が入居しています。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	か所	1	1	1
	人	15	15	15

今後も、施設および定員の増加予定がないことから、令和2年度の見込みと同数を見込みました。

② 訪問入浴サービス

歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある在宅の身体に障がいのある人に、訪問による入浴サービスを提供します。

【実績（年あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		6	6	6
	回		415	415	415
実 績 B	人	4	4	3	4
	回	267	229	219	396
差 引 き (B－A)	人		-2	-3	-2
	回		-186	-196	-19

増加減少を繰り返しながら推移しています。

【見込み（年あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	4	4	4
	回	396	396	396

対象者が重度の障がいのある人で、移動および家庭での入浴が困難な人と限定されることから、令和2年度の見込みと同数で見込みました。

③ 中途障害者生活訓練

身体に中途障がいのある人に対し、自宅内およびその周辺地域等において、歩行訓練や日常生活に必要な訓練および指導等を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		1	1	1
実 績 B	人	0	0	0	1
差 引 き (B－A)	人		-1	-1	0

過去の利用実績はありません。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	1	1	1

今後の利用希望者を勘案し、令和3年度以降も1人の利用を見込みました。

④ 日中一時支援

介護している家族が一時的に休息がとれるようにするとともに、障がいのある人に日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。

【実績（月あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		22	22	22
	回		104	104	104
実 績 B	人	21	20	20	23
	回	96	122	110	118
差 引 き (B－A)	人		-2	-2	1
	回		18	6	14

年度によって、利用実績に増減があります。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	23	23	23
	回	118	118	118

年度によって、利用実績に増減があることから、令和2年度と同数を見込みました。

⑤ スポーツ・レクリエーション教室開催等

スポーツ・レクリエーションを通じて、障がい児・者等の体力増強，交流，余暇等に資するためおよび障がい者スポーツを普及するため，各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催し，障がい者スポーツに触れる機会を提供します。

【実績】

現在，本市では，「障害者スポーツ教室開催事業」，「知的障害者青年教室開催事業」および「精神障害者ふれあい交流事業」を実施しています。

【見込み】

対象者の拡大も検討しながら，現在実施している事業を継続して実施します。

⑥ 障がい福祉のしおり発行事業

障がいに関する相談の窓口や関係機関が実施している制度等を周知するため，障がい福祉のしおりを発行し，関係者等に配布します。

【実績】

各種の制度を，年金，手当，保険・貸付制度，健康・医療，福祉サービス，各種減免等に分けて，その概要を紹介した冊子を毎年度発行しています。

【見込み】

今後も事業を継続します。

⑦ 奉仕員養成研修事業

点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員，朗読奉仕員等を養成研修します。

【実績（年あたり）】

区 分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A		人		80	80	80
実 績 B		人	18	14	22	80
点 訳	見込	人		40	40	40
	実績	人	7	7	8	40
朗 読	見込	人		40	40	40
	実績	人	11	7	14	40
差 引 き (B－A)		人		-66	-58	0

点訳については専門的な技術を要すること，また，朗読については他の団体等でも講習を実施していることなどから，各講座とも受講者は，定員を大きく下回っています。

【見込み（年あたり）】

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量		人	80	80	80
点 訳		人	40	40	40
朗 読		人	40	40	40

今後も定員を同数とし，受講者の確保に努めます。

⑧ 身体障害者自動車運転免許取得助成事業

就労その他の社会参加を促進するため、身体に障がいのある人を対象に、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

【実績（年あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		5	5	5
実 績 B	人	1	1	2	3
差 引 き (B－A)	人		-4	-3	-2

年度によって、利用実績に増減があります。

【見込み（年あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	3	3	3

年度によって、利用実績に増減があることから、令和2年度の見込みと同数を見込みました。

⑨ 重度身体障害者用自動車改造助成事業

就労その他の社会参加を促進するため、身体に重度の障がいのある人が自ら所有する車を改造した場合に、その費用の一部を助成します。

【実績（年あたり）】

区 分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第5期見込量 A	人		5	5	5
実 績 B	人	9	1	6	7
差 引 き (B－A)	人		-4	1	2

年度によって、利用実績に増減があります。

【見込み（月あたり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期見込量	人	6	6	6

一定のニーズがあるものと考えられるので、平成29年度からの平均利用人数を見込みました。

第7 計画の推進

1 関係機関との連携

障がい福祉サービス等，障害児通所支援等および地域生活支援事業を円滑に実施するためには，事業者や関係団体等と行政との連携が重要であることから，函館地域障害者自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化していきます。

2 国および北海道との連携

国および北海道と連携しながら，制度改正などの動向を的確に把握し，施策を推進していくとともに，本市の実情や課題などを踏まえ，国および北海道に対し，制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。

3 計画の進行管理

計画の推進にあたっては，函館市障がい者計画策定推進委員会において，各年度における障がい福祉サービス等の利用や地域生活への移行の状況など，計画の進捗状況について，点検・評価し，その結果をサービスの実施に反映させるとともに，市の関係部局との協力・連携を図りながら施策を推進していきます。

【資料編】

○ 第2次函館市障がい者基本計画（抜粋）

I 総 論

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本市においては、昭和59年の「障害者に関する函館市行動計画」、平成4年の「障害者に関する当面の重点施策」、平成9年の「障害者に関する新函館市行動計画」、平成18年の「函館市障がい者基本計画（平成18年度～平成27年度）」により、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもとに「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」の実現をめざし、各種の障がい者施策を推進してきました。

この間、障がい者施策は大きく変化し、平成15年度には、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され、平成18年度の障害者自立支援法の施行により、これまで障がいの種別ごとに提供されていた障がい福祉サービス等が、その種別にかかわらず一元的に提供される仕組みに変わるとともに、利用者負担の見直しや国と地方の財政責任の明確化が図られました。

また、平成25年4月には、障害者自立支援法が改正され、障がい福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者などに対する支援の拡充を行うことを明記した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

さらに、国においては、障害者基本法の改正をはじめ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定など国内法令の整備により、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

「第2次函館市障がい者基本計画」は、障がい児・者を対象として実施した実態調査により、障がいのある人やその家族などが抱えるニーズや意向などの把握に努め、国の「障害者基本計画」や北海道の「第2期北海道障がい者基本計画」を踏まえつつ、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がい者施策の推進方向を示す計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、「函館市地域福祉計画」、「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」、「函館市子ども・子育て支援事業計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画として位置づけられるものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10か年とします。なお、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年に後期の推進について検討します。

4 対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

第3 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

この計画は、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現のため、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」をめざします。

2 計画の基本的な方向

(1) 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送るため、一人ひとりの障がいの特性などに応じた保健、医療、福祉サービスの提供体制や、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援体制の充実に図ります。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、社会の一員として自分らしく生きがいを持って暮らし、個性と能力を十分発揮し、自己実現をめざすことができるよう、障がいなどの早期発見、早期療育の支援体制や、ライフステージや障がいの状況に応じた様々な支援体制の充実に努めます。障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送るため、一人ひとりの障がいの特性などに応じた保健、医療、福祉サービスの提供体制や、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援体制の充実に図ります。

(3) バリアフリー社会の実現

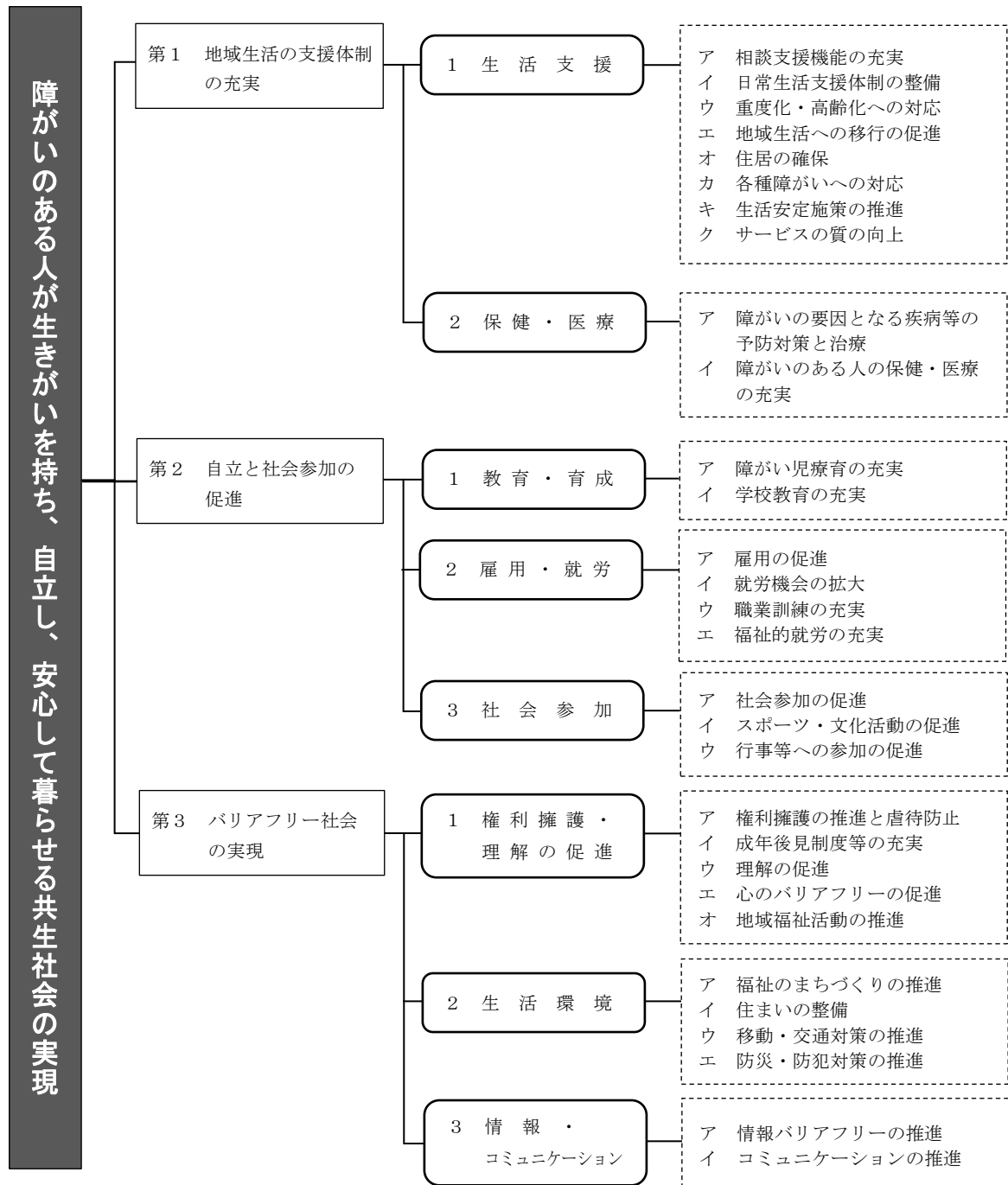
障がいの有無にかかわらず、共に支え合う社会の実現をめざし、社会的障壁を取り除き、障がいや病気に対する理解を深めるための普及・啓発や障がいの特性に応じた支援体制の充実に図るとともに、障がいのある人への差別や虐待をなくすための権利擁護の充実に向けた取組みを推進します。

3 施策の体系

【基本理念】 【基本的な方向】

【施策区分】

【施策の推進方向】



○ 第2次函館市障がい者基本計画後期推進指針（抜粋）

I 第2次函館市障がい者基本計画策定の基本理念

「第2次函館市障がい者基本計画」（以下「計画」という。）は、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までの10年間を計画期間として、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現のため、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、「障がいのある人が生きがいをもち、自立し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」をめざして、平成27年度(2015年度)に策定しました。

II 後期推進指針作成の趣旨

計画期間の中間年にあたり、計画の基本理念を変えずに「障害者総合支援法」、「児童福祉法」等の改正など障がい者制度改革を進める国の動向や北海道の障がい者施策等を含めた社会情勢の変化を見据えるほか、障がいの有無、年齢、性別などを超えて、地域で生活する全ての人が、互いに多様な個性を理解し合い、思いやる地域社会の構築をめざす市の地域福祉施策や計画の前期の事業の進捗状況などを踏まえて、障がいのある人のニーズに応じた各種施策を効率的に推進するため、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までを期間とする後期推進指針を作成するものであります。

III 後期推進指針の視点

後期推進指針については、計画における「（１）地域生活の支援体制の充実」、「（２）自立と社会参加の促進」および「（３）バリアフリー社会の実現」の基本的な方向に加え、個別事業ごとに、これまでの主な取組状況から課題を捉えた上で、次の視点で各種施策を推進していきます。

（「次の視点」については、「第4 第6期計画における重点的な取組」（「第6期函館市障がい福祉計画」本稿15～17頁）と同内容のため省略）

○ 令和元年度 障がい児・者実態調査

I 調査の概要

1 調査の目的

第2次函館市障がい者基本計画および第5期函館市障がい福祉計画の進捗管理や評価のほか、令和2年度(2020年度)に予定している第2次函館市障がい者基本計画後期推進指針および第6期函館市障がい福祉計画の策定に向けて、障がいのある人や家族などを対象として、日常生活や福祉サービスの利用状況、ニーズなどを把握し、施策の推進を図る目的で実施しました。

2 調査対象

函館市内に居住する方で、身体障害者更生指導台帳および知的障害者更生指導台帳に記載されている者ならびに精神障害者保健福祉手帳受給者および指定難病医療受給者証受給者から障がいの種別や年齢などを考慮しながら、無作為に抽出しました。抽出された方の家族や介護人等も対象となります。

3 調査期間

基準日を令和元年8月1日とし、令和元年8月1日から8月31日までの期間で実施しました。

4 調査方法

調査票は、郵送により配付し、視覚障がい者には拡大版の調査票を送付し、希望する方には点字版・録音版の調査票を送付する旨の案内(点字版)を同封しました。

調査の回答については、プライバシー保護の観点から無記名による記入とし、調査票の送付の際に同封した返信用封筒にて、郵送により回収しました。

障がいのある本人用の調査票は、原則として本人が記入することとしましたが、対象者の障がいの状況や年齢などにより記入ができない場合は、家族などの代筆によることとしました。代筆する際には、調査票に本人との関係について記入してもらうこととしました。

5 回収結果

(単位：人，％)

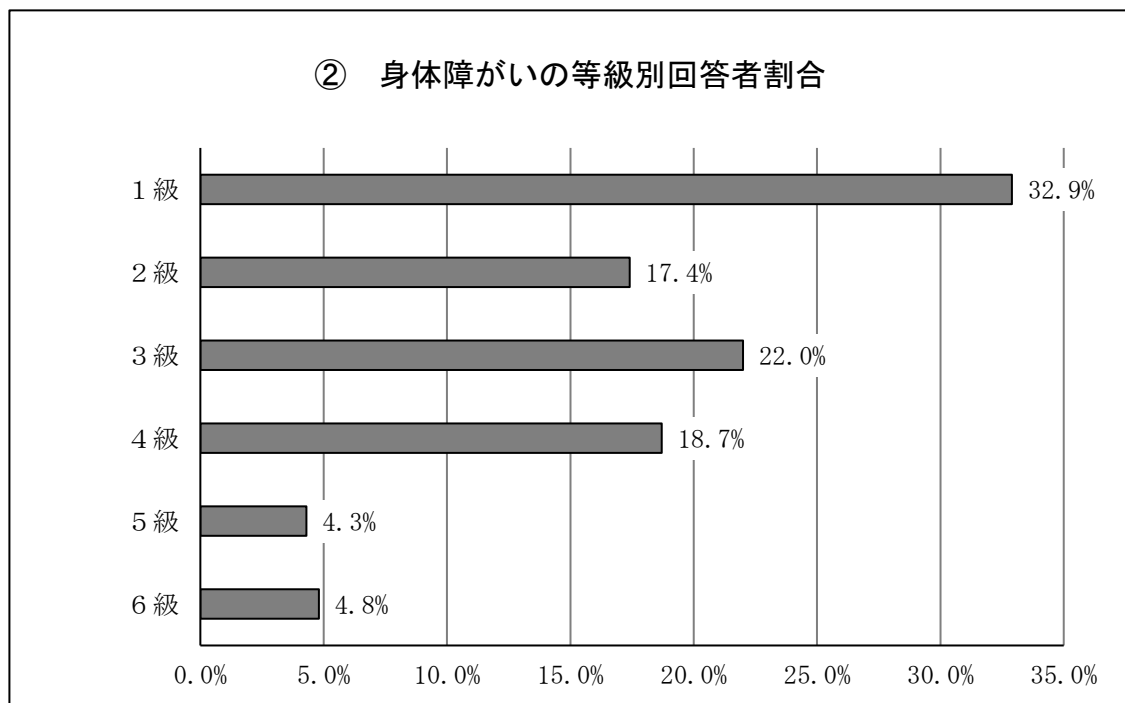
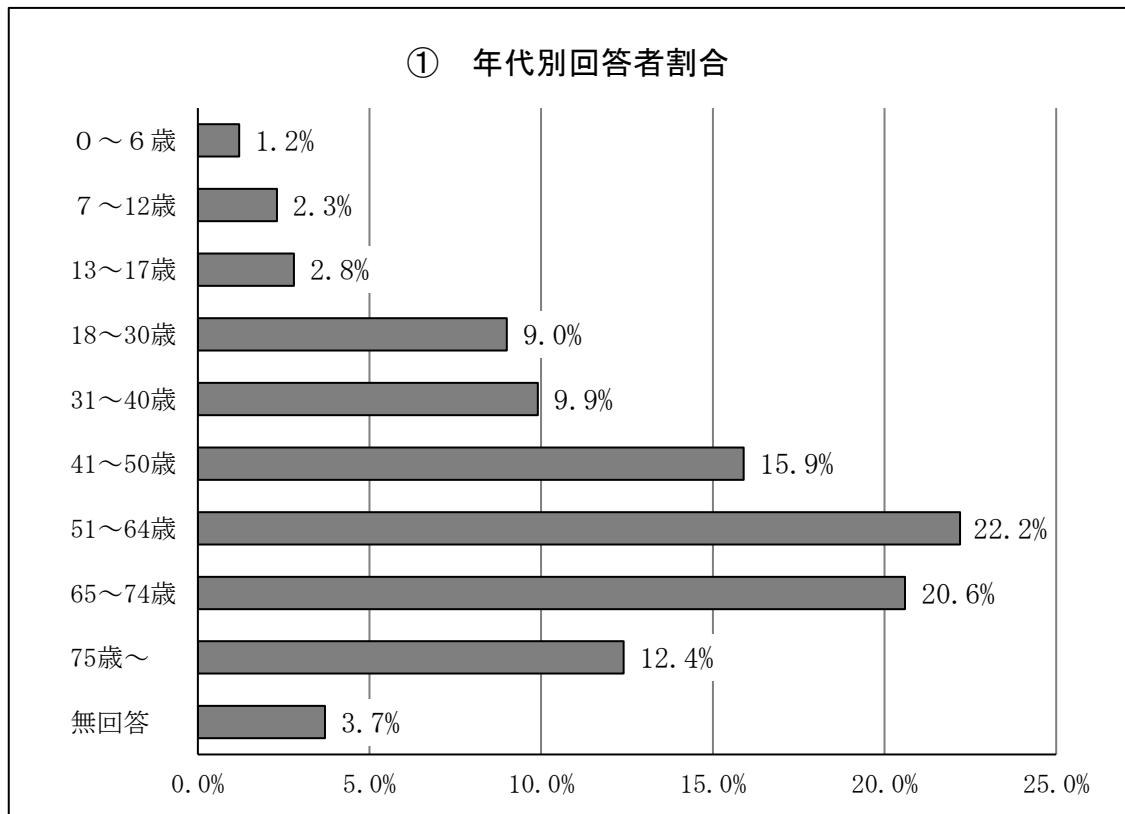
区 分	総 数	対象者数	回答者数	回答率
身体障がい児・者	13,345	1,000	382	38.2
知的障がい児・者	2,615	1,000	351	35.1
精神障がい児・者	2,396	1,000	369	36.9
難 病 患 者	1,869	1,000	342	34.2
合 計	20,225	4,000	1,444	36.1

※ 障がい者数は、平成31年(2019年)4月1日現在

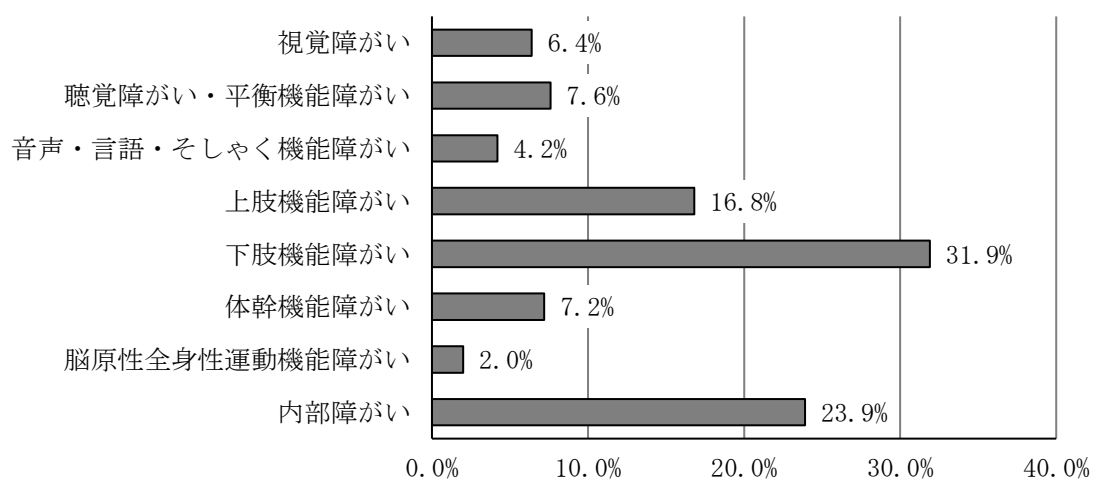
※ 難病患者は、障害者総合支援法の対象疾患の指定難病医療受給者証の受給者

Ⅱ 調査結果の概要

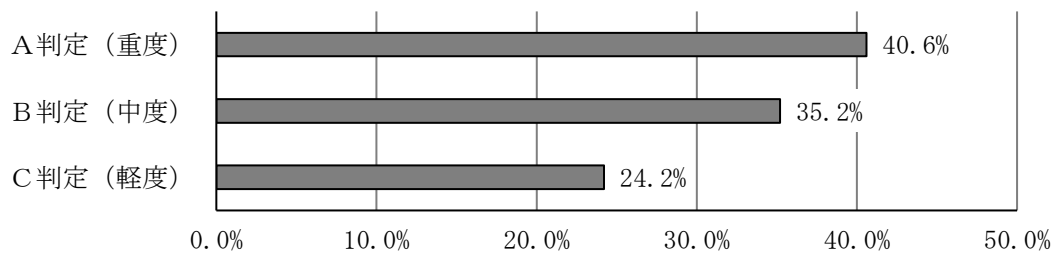
1 基本属性



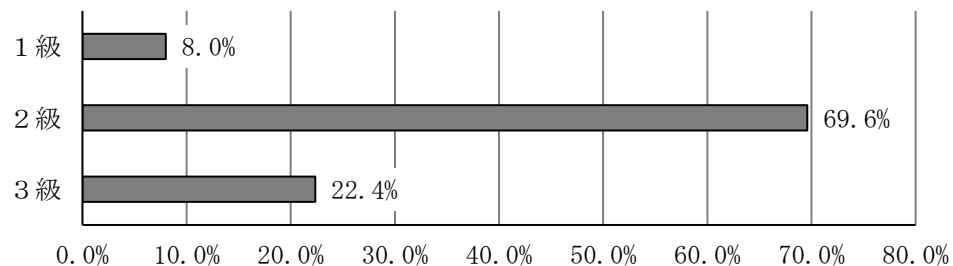
③ 身体障がい別回答者割合



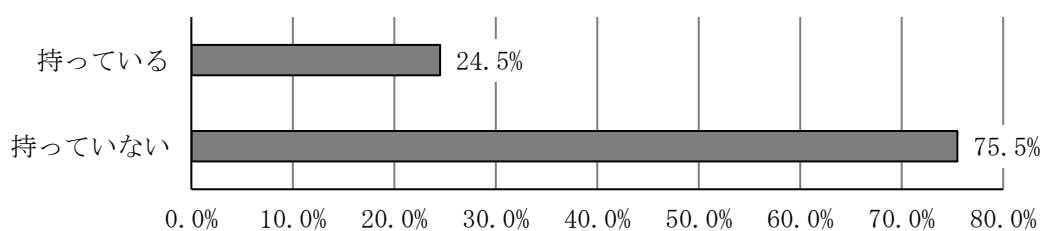
④ 知的障がい判定別回答者割合



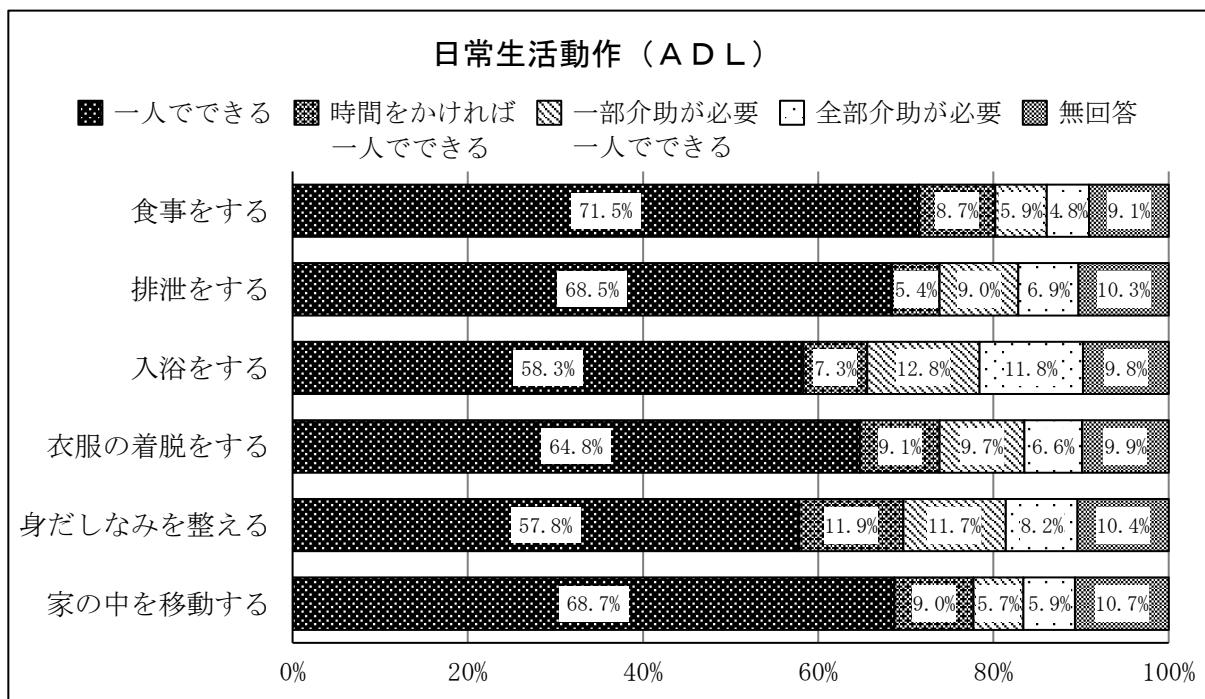
⑤ 精神障がい等級別回答者割合



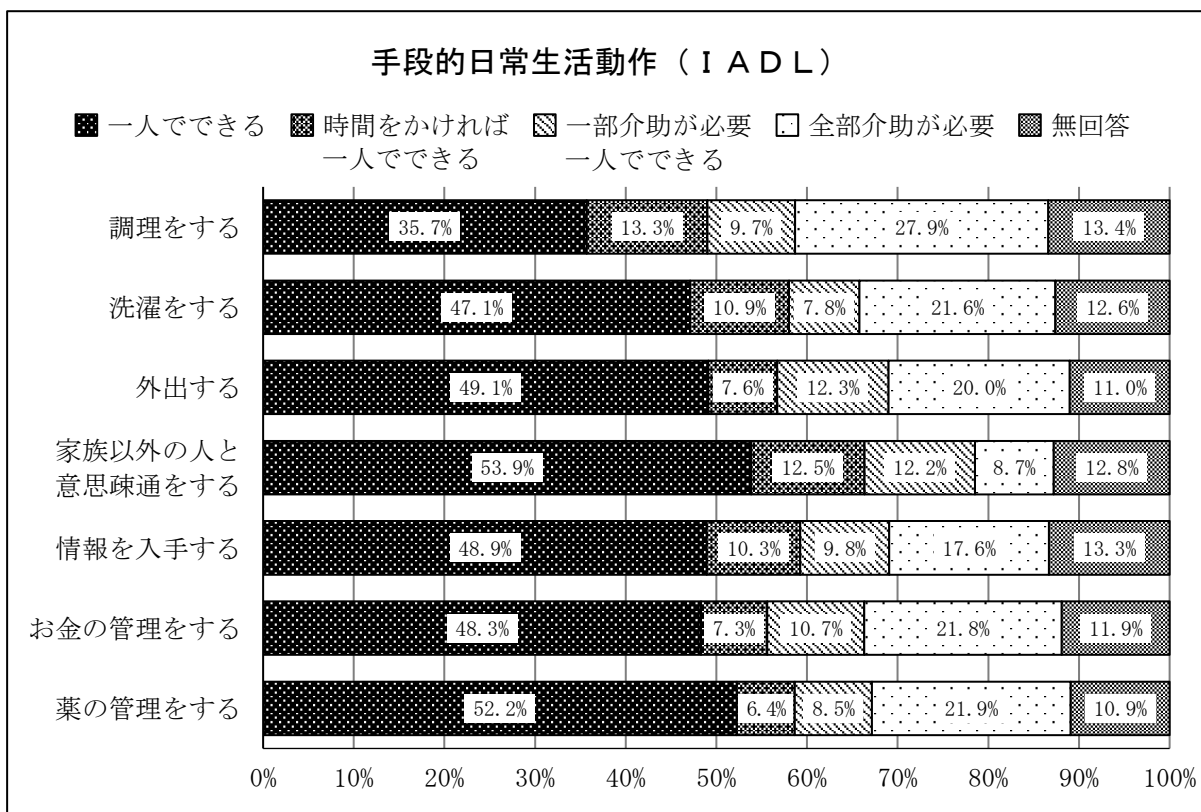
⑥ 特定医療費（指定難病）受給者証または特定疾患治療研究事業給付受給者証の有無割合



2 日常生活動作（ADL）と手段的日常生活動作（IADL）



【日常生活動作（ADL）】：毎日の生活をする上で必要な最低限の基本動作のことを言います。

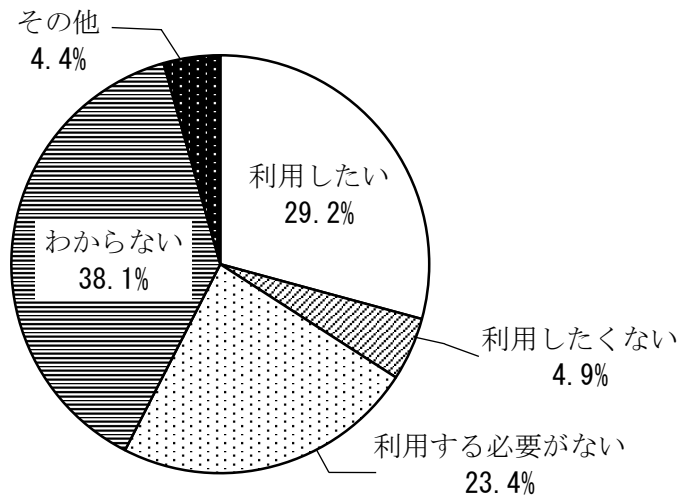


【手段的日常生活動作（IADL）】：ADLよりも複雑で高次の、自立するために必要な生活上の動作のことを言います。

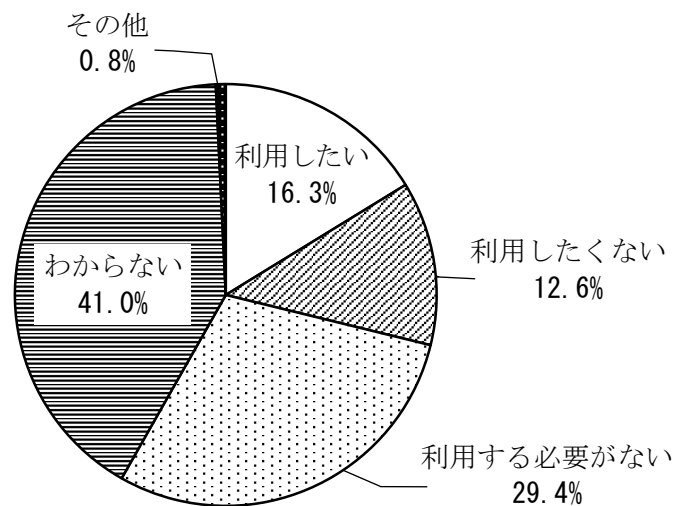
3 障がい福祉サービス等の利用希望

① 訪問系サービス

家事援助，身体介護，通院等介助，通院等乗降介助，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援

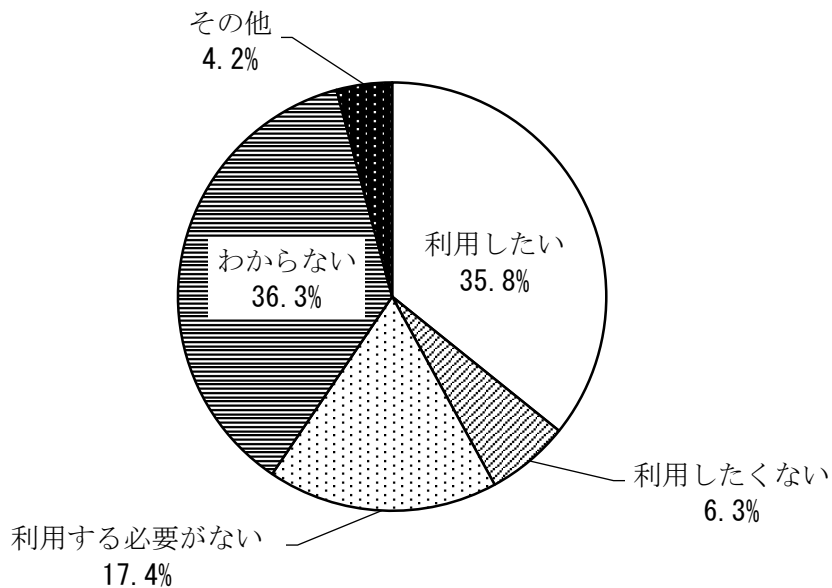


② 短期入所



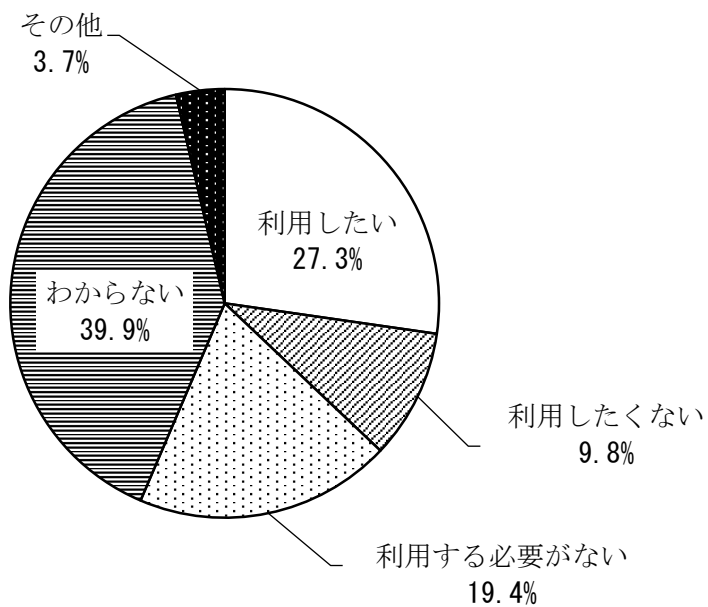
③ 日中活動系サービス

生活介護，療養介護，自立訓練（機能訓練・生活訓練），
就労移行支援，就労継続支援（A型・B型），就労定着支援，
地域活動支援センター



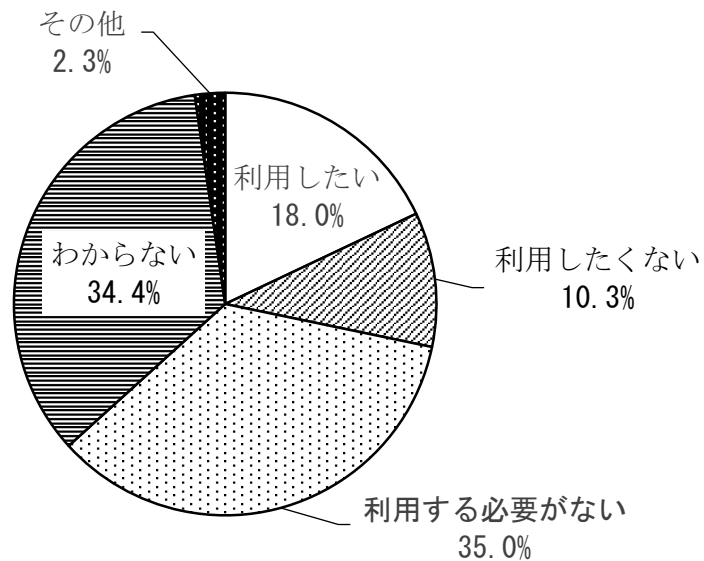
④ 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム），施設入所支援，自立生活援助



⑤ 障がい児通所等サービス

児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問，
医療型児童発達支援，居宅訪問型児童発達支援，
福祉型児童入所支援，医療型児童入所支援



4 主な自由記載について

「障がいのある人やその家族などが住みよい函館にするために取り組んでほしいことはありますか。また，そのほかに何かご意見，ご要望はありますか。」という問いに対する回答 377件を次のとおりまとめました。

(※ 表現が伝わりにくいところについて，編集を加えております。)

(1) 相談窓口や手続窓口での対応等に対する提言，意見，苦情など…21件

- 介護認定は，1～3年で見直しがありますか。障害者手帳は一度発行されると，その後見直しがされず，役所に相談しても納得のいく答えが返ってきません。
- （仕方ないことなのかもしれませんが，）役所関係の方にも病気や障がいへの理解が薄いように思えることがあります。特に，精神障がいや発達障がいはぱっと見ではわからないことも多いので，元気そう，ふつうに見えるところがちなのですが，実は困っていることも多いです。できれば，障がいについて知っておいていただければと思います。障がいのある人が，ある種の援助を受けている人のプライバシーをなるべく尊重してほしいです。（以前，こちらのプライベートなこと（交友関係など）に口を突っ込んできたりしてきたケースワーカーさんがおられて，申し訳ないのですが，すごく嫌な思いをしました。）
障がいのある人が住みやすい街は，そうでない人たちにとっても住みやすい街だと思います。

- 障がいがありますが、健常に近い状態で、就職や社会生活において困ることが多いです。一般社会の中で働くことはできますが、この先、自立していくためにはどうしたらいいのかと不安になることが多いです。そうした不安を相談できる窓口があれば大変助かりますし、心強いです。
- 今はまだ介護の必要はないと思っているが、これからはわからない。もし、必要になったとき、相談に乗ってくれる方がいれば心休まります。

(2) 障がい福祉制度やマイナンバー制度等の制度に対する提言、意見、苦情など… 115件

- 障がい（下肢）の程度が軽い方なので、受けられるサービスは少ないのですが、日頃から不自由に思っている点があります。私には小さい子どもがいますが、下肢不自由な私には抱っこして外出することができないので、急に病気になったときなど、いつも家族に都合をつけてもらっています。しかし、もし、そばに頼れる人がいなかったと思うと不安です。母親が障がい者だった場合、障がい者本人へのサービスだけでなく、子育て支援もあればなあと思います。
函館もそうですが、雪国の場合、冬期は路面が悪くなり、外出が困難になります。冬期だけでもいいので、等級の幅を広げて外出補助や補助用品の利用のサービスが欲しいです。
- ・ 電車・バスの助成金額上限の撤廃
・ タクシー割引を利用できることの更なる周知
・ 病気であることを公にしなかったことでハローワークの書類選考で落とされることはなかったのに、みどりの窓口コーナーを通すようになってからことごとく落とされる。（個人情報の漏洩が心配）
- バス、市電助成について、働いている人も無料にしてほしい。
- 介護タクシーの使用の範囲を広げてほしいです。今は通院と役所への訪問くらいで不満です。一般のタクシーでも使用できる半額券などあると便利かと思います。
桔梗駅（JR）のバリアフリー化、エレベーター増設などを希望します。
障がい者専用のトイレを、多目的ではなく、障がい者専用にしてほしいです。一般の方が使用してしまうと大変困ります。
- 季節や天候に関係なく障がい者が歩行訓練できる施設があれば良いなと思います。

(3) 障がい者への配慮，理解，障がいに対する理解，地域住民の理解等への意見など… 152件

- ・ 車いす対応の道路にしてもらいたいですね。
 - ・ 障がい者の会社ですが，視覚障がい者，肢体障がい者の2人。冬の雪かきは無理なので除雪車を入れてほしいのですが，対象外と言われました。冬の除雪は大変です。
- 冬期の除雪の充実・自宅周辺の除雪援助
- バス停のバス乗降口周囲の除雪，生活道路の除雪（歩道も含めて）特に下肢障がい者は転倒の可能性があるため，冬期間は除雪不十分な場所を歩行するときなど，不安が大きいです。改善をお願いします。
- 「障がい福祉のしおり」を毎年度発行しているのであれば，送付してほしい。
- ・ 歩道の凹凸の整備
 - ・ 手話言語条例の制定（北斗市では制定されたのに，函館市では取り組んでいないのはおかしいと思う。）
 - ・ 電車・バス停の増設（今更ですが，「3番」電車がなくなりとても不便）
- 外出先での不便についての設問に関して，そもそもエレベーター等の設備が整っていないところは避けて外出している。外出先の選択の幅が広がれば良いと思う。

外出先に向かうまでの交通手段について，もっと安価に使えるものも検討してほしい。

その他，

- ・ アンケート調査に関する提言，意見，苦言など……………27件
- ・ 通院，医療費，意思疎通に関する意見など……………23件
- ・ 障がい者雇用等，仕事に関する意見など……………17件
- ・ 年金制度等の収入に関する提言，意見，苦言など………10件
- ・ 親亡き後の将来への不安等に対する意見など…………… 7件
- ・ 社会参加，移動支援等に関する意見など…………… 5件

○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
令和元年 6 月 25 日	・ 令和元年度 第 1 回 障がい者計画策定推進委員会開催 【令和元年度（2019年度）障がい児・者実態調査について、ほか】
8 月 1 日	・ 「令和元年度（2019年度）障がい児・者実態調査」の実施
11 月 26 日	・ 令和元年度 第 2 回 障がい者計画策定推進委員会開催 【令和元年度（2019年度）障がい児・者実態調査の結果について、ほか】
令和 2 年 2 月 13 日	・ 令和元年度 第 3 回 障がい者計画策定推進委員会開催 【障がい福祉計画に係るサービス等の進捗状況について、ほか】
6 月 25 日	・ 令和 2 年度 第 1 回 障がい者計画策定推進委員会開催 【第 6 期函館市障がい福祉計画の策定について、ほか】
9 月 2 日	・ 令和 2 年度 第 2 回 障がい者計画策定推進委員会開催 【障がい福祉サービス等の現状について、ほか】
9 月 30 日	・ 令和 2 年度 第 3 回 障がい者計画策定推進委員会開催 【令和 5 年度の成果目標について、障がい福祉サービス等のサービス量の見込みについて、ほか】
10 月 29 日	・ 令和 2 年度 第 4 回 障がい者計画策定推進委員会開催 【第 6 期函館市障がい福祉計画（たたき台）についての協議、ほか】
12 月 11 日	・ 令和 2 年度 第 5 回 障がい者計画策定推進委員会開催 【第 6 期函館市障がい福祉計画（たたき台）についての協議（継続）、第 2 次函館市障がい者基本計画（たたき台）についての協議、ほか】
令和 3 年 1 月 15 日	・ 政策会議に計画 素案（案）の報告、協議
2 月 日	・ 計画（素案）に対するパブリックコメント（市民意見募集）の実施（計画（素案）を本庁・支所で配布し、市ホームページに掲載）
2 月 日	・ 令和 2 年度 第 6 回 障がい者計画策定推進委員会開催 【計画（素案）の報告、ほか】
月 日	・ 市議会民生常任委員会に計画（素案）の報告・協議
月 日	・ 市議会民生常任委員会にパブリックコメントの実施結果の報告 ・ パブリックコメントの実施結果の公表

○ 函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における、障がい者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に規定する市町村障害者計画をいう。）および障がい福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市障がい者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市の障がい保健福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。

3 委員のうち1人は、公募による者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

○ 函館市障がい者計画策定推進委員会委員名簿

(令和3年7月30日現在)

[五十音順]

氏 名	所 属 団 体 等
大 山 茂	函館市ボランティア連絡協議会
加 藤 善 富	函館公共職業安定所
亀 井 信 子	函館市社会福祉協議会
○ 河 村 吉 造	函館地域障害者自立支援協議会
川 村 和加子	函館精神障害者家族会愛泉会
小 西 宏 明	函館市医師会
近 藤 良 一	一般公募
◎ 佐 藤 秀 臣	函館市身体障害者福祉団体連合会
島 信一郎	函館市身体障害者福祉団体連合会
相 馬 ミエ子	函館手をつなぐ親の会
永 澤 和 枝	函館市民生児童委員連合会
西 口 昌 司	函館特別支援教育研究会
野 澤 朝 子	障害児・者を守る函館地区連絡協議会
廣 畑 圭 介	北海道教育大学教育学部函館校
松 田 由美子	北海道難病連函館支部

◎は会長，○は副会長を示す。

第 6 期函館市障がい福祉計画 (令和 3 年(2021年) 3 月発行)

発 行：函館市

編 集：函館市保健福祉部

〒040-8666 函館市東雲町 4 番13号

電話 0138-21-3263 FAX 0138-27-2770
